

2023年8月16日

苫小牧市長
岩倉 博文 様

苫小牧港の軍港化阻止実行委員会
実行委員長 横山 傑
【公印省略】

第7師団の長距離機動訓練（戦車の公道自走）の中止、 及び苫小牧西港の軍事利用反対を求める要請書

日頃の市政へのご精勤に敬意を表します。

さて、陸上自衛隊北部方面隊は第7師団が担任し、8月21日午後9時から千歳市東駐屯地から苫小牧西港まで戦車等の公道自走訓練を行うことを発表しました。これは自衛隊北部方面隊の長距離機動訓練の一環として、戦車を中心とする装甲車両十数両が参加し実施されるものです。

深夜の騒音は安心・安全な生活を願う道民にとって非常に不快なものであり、睡眠に支障をきたすものでもあります。環境基本法による騒音基準では、午後10時から午前6時までの間、騒音基準を超えた走行を規制しています。また、騒音規制法に基づき、自動車の騒音の許容限度は昼間でも最大で75デシベルまでと規制されており、周辺的生活環境が損なわれている場合には、市町村長は道の公安委員会に対して道路規制などの措置をとるよう求めることができると明記されています。市にはこれを踏まえた対応が求められます。

また、苫小牧市は、2002年に「苫小牧市非核平和都市条例」を制定しています。恒久平和と核兵器のない平和の実現に向け努力することを謳う苫小牧市の港湾施設が軍事利用されることなどあってはなりません。昨年も指摘させていただいたように、今回も利用される民間船舶（ナッチャンワールド）は、防衛省との契約により改造され防弾板を装着し、船員は予備自衛官として勤務に当たる防衛輸送船ともいわれる船舶であり、軍艦とはいえないまでもそれに準ずる艦船として運用されているものです。

過去の同様な訓練が実施される都度に行われてきた私たちの要請に対するご回答にあるように、たしかに港湾法の規定からは市として入港すること自体を拒否することは難しいのかもしれませんが、しかし、同法が制定された1950年には軍艦による港湾の利用は想定されておらず、それだからこそ、旧軍港市転換法が1950年に議員立法で成立し、6月28日に公布・即日施行され、日本国内から「軍港」の指定がなくなったのではないのでしょうか。港湾法第13条は、管理者に対し、私企業の活動の妨害・干渉と、不平等な取り扱いを禁じたもので、軍艦の入港を想定したものではないはずです。

武器・弾薬を搭載している軍艦の海難事故は、例えば単独火災・衝突事故・座礁などを想定しても、大変な惨事となることは明白です。とくに、港湾施設内や港湾周辺で事故が起きた場合にはその影響は計り知れません。それが軍艦の持つ独自の危険性であり、入港に際してはそうした危険に対処できる環境が本来は必要なはずです。

港湾の安全を確保するために制定され、海上保安庁による取り締りの根拠法令になっている港則法は、軍艦が法律上も実態としても社会通念上も存在していた1948年に制定されたものです。民間港を軍艦が補給のためなどに利用することは戦前も含め当時の日本では想定されなかったからこそ、港則法21条～23条に基づく港則法施行規則による「危険物の種類を定める告示」（1979年9月27日の運輸省告示）の中には、武器、弾薬、核が例示されていないのです。危険物の例示の中に、武器、弾薬、核がないので、海上保安庁による危険物のチェックの対象にはもろくなっていません。

もちろん、テロなどにより軍艦が攻撃される危険性も、その場合には港周辺の広大な地域が吹き飛ばされる危険性があることも想定されていません。せいぜい、武器、弾薬、核を搭載していない民間船舶の海難事故、例えば単独火災、衝突事故、座礁の危険性を想定したチェックだけしかされていないはずです。苫小牧港は軍艦による事故に対処できる能力を有しているのでしょうか。もし、能力を有していないのに入港を許可しているとしたら、港湾管理権を持つ立場としては無責任ではないのでしょうか。

軍艦もしくはそれに準ずる艦船の入港が毎年のように当たり前になり繰り返され、実質的には軍事演習に苫小牧の港湾施設が利用されていることに、「苫小牧市非核平和都市条例」を誇りに思う市民とし

て強い違和感を覚えると同時に、条例の規定とともに市民の安全確保すら年々空洞化されていくことに懸念を抱かずにはられません。

戦争の惨禍を二度と繰り返さないことを誓い平和憲法を制定した国民の一人として、非核平和都市条例を持つ市民の一人として、今私たちには軍事力には頼らずに平和を実現させるための努力を強めることが求められているのではないのでしょうか。国の政策に盲目に追随するのではなく、批判的にそれを検証していく姿勢に立つとき、今回の訓練自体の必要性にも大きな疑問を感じずにはられません。

以上の趣旨から、貴職に対し下記の項目を要請しますので、ご多用の中お手数をおかけしますが、速やかにご回答下さるようお願いいたします。

以上

記

1. 戦車等が多くの住民にとって安穏であるべき夜間の時間帯に公道を自走し、住宅街を通過することは市民生活にも悪影響を与えるものであることを踏まえ、住民に不安や迷惑等を与えることがないように自衛隊に申し入れを行うこと。
2. 苫小牧市内で、午後10時から午前6時までの間に陸上自衛隊の戦闘装甲車の公道走行の実施が予想される場合は、適切な地点を設定し騒音調査を行うこと。その結果も含め、可能な限り詳細な情報を市民に適切な形で提供できるようにすること。
3. 「非核平和都市条例」を有する苫小牧市の東西の港は商業港であり、軍事利用は認められないということを、市長は市民を代表する立場として機会を捉え表明すること。
4. 「非核平和都市条例」を有する苫小牧市の公道で戦車等の自走訓練が行われることへの懸念を、市長は市民を代表する立場として表明すること。